

議事日程 (第4号)

平成28年 3月11日 午後 1時30分開議

- 日程第 1 第 1 号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 2 第 2 号議案 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第 3 号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 4 第 4 号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 5 第 5 号議案 平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 6 第 6 号議案 平成27年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第 7 号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 8 号議案 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 9 号議案 中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第10号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第11号議案 中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第12号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第13号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(日程第7～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第14号議案 中間市行政不服審査会条例
- 日程第15 第15号議案 中間市障害者基本計画策定委員会条例
- 日程第16 第16号議案 中間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- 日程第17 第17号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- (日程第14～日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第18 第18号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第19 第19号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第20 第20号議案 中間市道路線の変更について
(日程第19～日程第20 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第21 第21号議案 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との
連携協約の締結に関する協議について
(日程第21 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第22 第22号議案 平成28年度中間市一般会計予算
- 日程第23 第23号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第24 第24号議案 平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第25 第25号議案 平成28年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第26 第26号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 第27号議案 平成28年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第28 第28号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 第29号議案 平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 第30号議案 平成28年度中間市水道事業会計予算
- 日程第31 第31号議案 平成28年度中間市病院事業会計予算
(日程第22～日程第31 質疑・委員会付託)
- 日程第32 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

| | |
|-------------|-------------|
| 1 番 堀田 英雄君 | 2 番 植本 種實君 |
| 3 番 田口 善大君 | 4 番 小林 信一君 |
| 5 番 宮下 寛君 | 6 番 青木 孝子君 |
| 7 番 田口 澄雄君 | 8 番 掛田るみ子君 |
| 9 番 草場 満彦君 | 10 番 中尾 淳子君 |
| 11 番 山本 慎悟君 | 12 番 佐々木晴一君 |
| 13 番 安田 明美君 | 14 番 中野 勝寛君 |
| 15 番 原田 隆博君 | 16 番 下川 俊秀君 |
| 17 番 井上 太一君 | |

欠席議員（1名）

19番 米満 一彦君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------|-----|--------|--------|-----|--------|
| 市長 | ……… | 松下 俊男君 | 副市長 | ……… | 行徳 幸弘君 |
| 教育長 | ……… | 増田 俊明君 | 総務部長 | ……… | 柴田精一郎君 |
| 総合政策部長 | ……… | 藤崎 幹彦君 | 市民部長 | ……… | 高橋 洋君 |
| 保健福祉部長 | ……… | 白橋 宏君 | 建設産業部長 | ……… | 後藤 哲治君 |
| 教育部長 | ……… | 濱田 孝弘君 | | | |
| 環境上下水道部長 | ……… | | | | 久野 裕彦君 |
| 市立病院事務長 | … | 芳野 文昭君 | 消防長 | ……… | 三船 時彦君 |
| 総務課長 | ……… | 園田 孝君 | 財政課長 | ……… | 田代 謙介君 |
| 企画政策課長 | ……… | 蔵元 洋一君 | | | |
| 人権男女共同参画課長 | ……… | | | | 蛙田 由美君 |
| 福祉支援課長 | ……… | 藤田 宜久君 | 健康増進課長 | ……… | 岩河内弘子君 |
| 介護保険課長 | ……… | 小南 敏夫君 | 土木課長 | ……… | 藤田 晃君 |
| 産業振興課長 | ……… | 船津喜久男君 | 上水道課長 | ……… | 井上 一君 |
| 下水道課長 | ……… | 岩切 伸一君 | 市立病院課長 | ……… | 末廣 勝彦君 |
| 予防課長 | ……… | 林 誠志君 | | | |

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 事務局長 | 西村 拓生君 | 書 記 | 船元 幸徳君 |
| 書 記 | 熊谷 浩二君 | 書 記 | 池田 恭君 |

議案の委員会付託表

平成28年 3月11日

第1回中間市議会定例会

| 議案番号 | 件名 | 付託委員会 |
|--------|-------------------------|-------|
| 第22号議案 | 平成28年度中間市一般会計予算 | 別表3 |
| 第23号議案 | 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業予算 | 市民厚生 |
| 第24号議案 | 平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計予算 | |
| 第25号議案 | 平成28年度中間市地域下水道事業特別会計予算 | 産業消防 |
| 第26号議案 | 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計予算 | |
| 第27号議案 | 平成28年度中間市公共用地先行取得特別会計予算 | 総合政策 |
| 第28号議案 | 平成28年度中間市介護保険事業特別会計予算 | 市民厚生 |
| 第29号議案 | 平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 第30号議案 | 平成28年度中間市水道事業会計予算 | 産業消防 |
| 第31号議案 | 平成28年度中間市病院事業会計予算 | 市民厚生 |

別表 3

平成28年度中間市一般会計予算

| 条 | 付 託 事 項 | 付託委員会 |
|-----|------------|-------|
| 第1条 | 第1表 歳入歳出予算 | 別表 4 |
| 第2条 | 第2表 継続費 | 総合政策 |
| 第3条 | 第3表 債務負担行為 | 各委員会 |
| 第4条 | 第4表 地方債 | 総合政策 |
| 第5条 | 一時借入金 | |
| 第6条 | 歳出予算の流用 | |

別表 4

歳 入

| 款 別 | 款 別 | 付託委員会 |
|-----|----------|-------|
| 全 款 | 各所管に係るもの | 各委員会 |

歳 出

| 款 別 | 款 名 | 項 別 | 付託委員会 |
|-----|--------|--|-------|
| 1 | 議 会 費 | 全 項 | 総合政策 |
| | | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | |
| 2 | 総 務 費 | 1項5目・8目・10目の一部 | 産業消防 |
| | | 1項1目・10目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部、3項2目 | 市民厚生 |
| 3 | 民 生 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 総合政策 |
| | | 1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部 | |
| 4 | 衛 生 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 市民厚生 |
| | | 1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目 | 総合政策 |
| | | 1項1目の一部、1項3目、2項1目 | 産業消防 |
| 5 | 労 働 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 市民厚生 |
| | | 1項1目の一部 | |
| 6 | 農林水産業費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 産業消防 |
| | | 1項2目・4目の一部 | 総合政策 |
| 7 | 商 工 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 産業消防 |
| | | 1項1目の一部、1項3目、1項4目の一部 | 総合政策 |
| 8 | 土 木 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 産業消防 |
| | | 1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部 | 総合政策 |
| 9 | 消 防 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 産業消防 |
| | | 1項1目の一部、1項4目 | 総合政策 |
| 10 | 教 育 費 | 全 項 | |

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 1 | 災害復旧費 | 全 項 | 産業消防 |
| 1 2 | 公 債 費 | 全 項 | 総合政策 |
| 1 3 | 予 備 費 | 全 項 | |

午後 1 時 26 分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、こんにちは。会議に入ります前に、本日 3 月 11 日は、東日本大震災が発生し 5 年目に当たりますことから、亡くなられた方々に対しまして哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。

一同、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙祷）

○議長（堀田 英雄君）

黙祷を終わります。お座りください。

ただいままでの出席議員は 17 名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 1 号議案

日程第 2. 第 2 号議案

日程第 3. 第 3 号議案

日程第 4. 第 4 号議案

日程第 5. 第 5 号議案

日程第 6. 第 6 号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 1、第 1 号議案から日程第 6、第 6 号議案までの平成 27 年度各会計補正予算 6 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 1 号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国の平成 27 年度補正予算において、地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みを、地方公共団体が円滑に執行できるよう「地方創生加速化交付金」が新たに創設されたことを受け、平成 28 年度執行予定事業を前倒しして計上したものが中心となっており、歳入歳出それぞれ 7 億 100 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 181 億 6,390 万円とするものであります。

まず、歳入の主なものとしては、国庫支出金において、地方創生加速化交付金が

5,580万円、小中学校のエアコン設置事業等に係る学校施設環境改善交付金が3,670万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金が840万円、それぞれ追加されております。

また、諸収入において中間市文化振興財団出損金の返還金として9,700万円が追加されておりますが、これは全額まなびの森基金に積み立て、なかまハーモニーホールの修繕等、維持管理費に活用するものであります。

次に、歳出の主なものは、総務費において、本市出身の著名人に関連するイベントや本市のPRを行うシティプロモーション事業に3,500万円、マイナンバー制度施行に対応した情報セキュリティ強化対策事業に1,690万円、「明治日本の産業革命遺産」の所在する8県11市が連携して世界遺産登録施設を紹介するための事業に500万円がそれぞれ追加されております。

民生費においては、累積赤字を抱える特別会計国民健康保険事業への財政支援として、昨年に引き続き、基準外を含む繰出金3億8,750万円が増額されております。

商工費においては、曲川周辺に本市出身の著名人に関連する看板を設置する費用として1,500万円が追加されております。

教育費においては、今年度実施した市内全小中学校の空調設備整備事業において、設置が完了していない図書室・調理室等45教室へのエアコン設置工事に8,440万円、日本体育大学とスポーツ振興協定を締結している自治体が連携して健康体操の制作・普及を行う事業に70万円がそれぞれ追加されております。

討論において委員から、「マイナンバー制度を推進するための情報セキュリティ強化対策事業委託料が計上されているが、この制度自体が国民のプライバシー侵害や成り済まし等の犯罪を常態化させるおそれがあるため反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、民生費において、所得の少ない高齢者など約7,400名を対象に

3万円の給付金を支給する年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業に2億2,870万円が計上されております。

そのほかでは、民生費の児童福祉費では、児童福祉施設入所扶助費が運営単価改定により7,040万円増額され、同じく民生費の生活保護費では、扶助費が4,250万円減額されております。

次に、歳入の主なものは、私立分の保育所運営費負担金が国、県合わせて5,270万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給業務事業費及び事務費国庫補助金が2億2,870万円増額され、生活保護費国庫補助金が4,240万円減額されるなどしております。

合計で、国庫負担金は130万円の増額、国庫補助金は2億1,220万円の増額、県負担金は4,320万円の増額、県補助金は3,220万円の減額となっております。

次に、第2号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

歳出の主なものは、医療費の増加に伴い、一般被保険者療養給付費として4,360万円が追加されております。

また、直営診療施設に対する補助金の決定により、直営診療施設繰出金が1,300万円追加されております。

次に、歳入の主なものは、歳出の一般被保険者療養給付費及び直営診療施設繰出金の増額に伴い、国庫療養給付費等負担金が1,390万円、国庫財政調整交付金が1,910万円追加されております。

また、法定繰入金の確定に伴い、保険基盤安定繰入金が7,270万円、財政安定化支援事業繰入金が1,170万円追加されております。

平成27年度の決算見込みは、昨年度に続き大変厳しい財政状況であることから、一般会計からの法定外繰入金として、国民健康保険税及び医療費支援繰入金が3億円追加されております。

また、歳入欠陥補填収入については、3億5,360万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,319万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,825万円とするものです。

討論において、委員から「反対するものではないが、審議の中で3億円の法定外繰入のうち、1億円は累積赤字の解消のためと聞いたが、引き続き累積赤字が保険者の保険税に反映されることがないよう要望する」との意見がありました。

次に、第4号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

まず、歳出の主なものは、地域支援事業費において、二次予防事業に要する経費について、嘱託職員賃金及び介護予防事業委託が200万円、任意事業に要する経費について、

委託料及び扶助費が600万円それぞれ減額され、基金積立金においては、介護給付費準備基金積立金が3,000万円追加されております。

次に、歳入の主なものとしては、65歳以上の第1号被保険者介護保険料1,690万円、事業所からの返納金等の諸収入150万円、前年度繰越金1,020万円が追加され、介護予防事業利用者使用料及び任意事業利用者使用料220万円などが減額されております。

以上により、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円が追加され、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,530万円とするものです。

次に、第5号議案平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

まず、歳出の内容としましては、後期高齢者医療広域連合への納付金が430万円減額されております。

次に、歳入の内容としましては、後期高齢者医療保険料が1,950万円、保険基盤安定繰入金130万円減額され、前年度繰越金が1,660万円追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ431万円が減額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,053万円とするものです。

最後に、第6号議案平成27年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

収益的収入について、主に国民健康保険直診施設交付金が確定したことに伴い、病院事業収益の医業外収益が1,564万円追加されております。

また、支出については、地方公営企業会計制度の改正に基づき、減価償却資産の見直しが行われまして、器械備品減価償却費が598万円追加されたことなどにより病院事業費用が898万円追加されております。

この結果、病院事業収益における予算の総額を21億8,813万3,000円、また病院事業費用における予算の総額を21億8,035万9,000円とするものです。

次に、資本的収入については、主に資本的支出において医療機器の購入を抑えたことにより、その財源として借り入れる企業債が減少したことにより、固定資産整備企業債が3,000万円減額されております。

また、支出については、器械備品等購入費が3,250万円減額されております。

この結果、資本的収入における予算の総額を7,021万2,000円、また資本的支出における予算の総額を1億446万3,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,425万1,000円については、全額を損益勘定留保資金で補填するということであります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第4号議案、第

5号議案、第6号議案は、全て全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第3号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告させていただきます。

初めに、第1号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

今回の補正予算の内容は、農林水産費では産業振興に要する経費として、担い手確保・経営強化支援事業補助金として100万円増額されております。

土木費では、道路新設改良費として御座ノ瀬中ノ谷線バイパス事業等の工事請負費、委託料等で1億1,940万円減額されております。また、住宅建設改良費として、公営住宅等PFI事業可能性調査業務委託料、土手ノ内団地公共ます接続工事、中鶴地区建替事業繰出金で合計180万円減額されております。

消防費では、消防施設整備に要する経費として消火栓設置負担金が260万円増額されております。

討論において委員から、「道路新設改良費として、御座ノ瀬中ノ谷線バイパスの工事費などが減額されているが、急ぐ必要のない事業については見直すべきではないか」との意見がありました。

次に、第3号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

今回の補正予算の内容は、平成27年度に施工されております公共下水道整備工事につきまして、工法変更したことにより、平成27年度中に工事が完成する見込みがなくなったことから、3款建設費の工事請負費5,770万円を平成28年度に繰り越すものとなっております。

最後に、それぞれ採決しました結果、第1号議案については賛成多数、第3号議案については全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第1号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、日本共産党議員団を代表して反対意見を申し述べます。

今回の補正では、マイナンバー制度をさらに推進するための情報セキュリティ強化対策委託料1,690万円が計上されています。この制度は、国民のプライバシー侵害や成り済まし犯罪を常態化させる危険性、あるいは多額の投資にもかかわらず大きなメリットがほとんどないばかりか、逆に課税強化や社会保障の切り捨ての手段に利用されるなどのデメリットが指摘をされています。ことし1月16日から29日にインターネットで実施された東京商工リサーチの調査でも、メリットがないと答えた企業が全体の4分の3にも及びます。このような批判の大きな制度推進のための追加予算には、反対をいたします。

また、8款土木費2項の道路橋梁費が8,800万円ほど減額をされていますが、これは御座ノ瀬中ノ谷線バイパス事業に要する経費です。当初予算の段階からこのような不要不急の道路工事に反対をしてきましたが、たとえ減額されたとはいえ、これ以上の予算を使うこと自体に反対です。

以上により、平成27年度中間市一般会計補正予算（第4号）には反対といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第1号議案から第6号議案までの平成27年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第1号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案平成27年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 7. 第 7号議案

日程第 8. 第 8号議案

日程第 9. 第 9号議案

日程第10. 第10号議案

日程第11. 第11号議案

日程第12. 第12号議案

日程第13. 第13号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第7、第7号議案から日程第13、第13号議案までの条例改正7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第7号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地方公務員法第24条第2項が削除されることにより、条例第1条において引用している条項にずれが生じるため、第24条第6項を第24条第5項に改正するものであります。

なお、条例の施行日については、法の施行日に合わせ、平成28年4月1日となっております。

次に、第8号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

この条例は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地方公務員災害補償法に基づく傷病補償年金及び休業補償の受給権者が同一の事由により、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金を併給される場合の調整率を0.86から0.88に引き上げるものであります。

なお、条例の施行日については、法の施行日に合わせ、平成28年4月1日となっております。

ります。

次に、第9号議案中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

この条例は、農業委員会等に関する法律及び地方自治法の改正に合わせ、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、それぞれの条例において引用されている法律の条文の削除及び追加により、条項のずれが生じたことから、それぞれ改正を行うものであります。

なお、条例の施行日については、平成28年4月1日となっております。

最後に、第10号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

改正の内容といたしましては、まず1点目に、地域間や世代間の給与配分を民間の実情に合わせるため国が取り組んでいる給与制度の総合的見直しに準じ、本市においても一般職職員の給料月額を平均2%引き下げるものであります。

次に、2点目として、平成27年12月に支給されました期末勤勉手当について、本年度の人事院勧告に基づき支給割合を0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分するものであります。

3点目として、国の会計検査院から、業務に従事した場合ごとに月額や件数当たりで支給されることが適当であるとの指摘があった市税の臨戸徴収に専ら従事する職員への指定勤務手当について、「月額3,500円」から「月額160円」に改めるものであります。

なお、条例の施行日等については、期末勤勉手当に係る改正については平成27年12月1日から適用するものとし、その他の改正については平成28年4月1日から施行することとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第7号議案、第8号議案、及び第9号議案は全員賛成で、第10号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第11号議案中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の乳幼児医療費支給制度が平成28年10月1日に改正されることに伴うものでございます。

主な内容としましては、条例の題名を「中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例」から「中間市子ども医療費の支給に関する条例」に改正し、中間市が独自で行っている通院に係る助成対象を「小学3年生」から「小学6年生」までに拡大するものでございます。

福岡県においては、通院助成対象を就学前から小学6年生まで拡大する反面、自己負担額を引き上げる改正を行うこととされておりますが、中間市においては、子育て世帯の負担がふえないよう、現在の自己負担額を据え置き、また入院の助成対象を中学3年生までとする制度を継続し、福岡県の制度を上回る手厚い独自の助成を行っていくものでございます。

なお、条例の施行日については、福岡県の制度改正の施行日に合わせて、平成28年10月1日となっております。

討論において、委員から「今回通院医療費の支給について、小学校3年生から6年生まで拡大していただいたが、地方独自の医療費支給制度に対しての国からのペナルティがなくなるということなので、中学校3年生まで拡大してもらいたい」との意見がありました。

採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第12号議案及び第13号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第12号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する基準を定める省令が施行されてから10年以上が経過しました。ここ近年、当初は想定していなかった設備及び器具が流通してきたことにより、同省令は改正されました。

今回の改正は、同省令の施行開始が平成28年4月1日であることに伴うものでございます。

改正の主な内容としては、ガスグリドル付コンロ及び最大入力値が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱調理器の設備及び器具に係る離隔距離に関する規定を別表第3に追加するものとなっております。

なお、施行日につきましては、省令の施行に合わせ、平成28年4月1日となっております。

次に、第13号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして申し上げ

げます。

今回の条例改正は、平成26年4月1日に中間市債権管理条例が施行されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容としては、督促手数料について中間市債権管理条例で規定されましたことから、本条例の督促手数料について定めております第51条の2がなくなっただめに、これを削除するものでございます。

また、条例における用字用語の見直し等もあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、平成28年4月1日となっております。

最後に、それぞれ採決しました結果、第12号議案、第13号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第10号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して反対意見を申し述べます。

今回の措置は、2014年度の人事院勧告の中で、来年度以降は給与制度の総合的見直しとして、民間賃金の低い地域に合わせて俸給を一律に平均2%引き下げた上で、都市部の地域手当を引き上げることを勧告したことによるものです。

国家公務員給与を見ますと、1999年から2009年の10年間を見ましても、アメリカ37.5%、イギリス16.85%、ドイツ14.7%、フランス8.1%と、諸外国が一律に賃上げを進めている中で、日本だけがマイナス12.82%となっています。

また、その後の2009年度からの推移を見ましても、マイナス勧告合計0.64%に対してプラス勧告合計0.63%と、ほぼ横ばいの状態です。むしろ円安の中での生活必需品の物価高が生活を襲っています。数字以上のマイナスが実感されるところです。

また、このような結果が日本経済の内需不足をつくり出し、再三の日銀の金融政策にもかかわらず、景気が落ち込み続ける主な原因となっています。

今回の改定で、中間市職員の新たな退職者の退職手当は、今までよりもさらに90万円も下がるとの報告もありました。地域経済にも、労働者としての人生設計にも大きな狂いをもたらす、このような改定については、反対といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第7号議案から第13号議案までの条例改正7件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第7号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 第14号議案

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

日程第17. 第17号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第14、第14号議案から日程第17、第17号議案までの条例制定4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第14号議案及び第17号議案に

ついて審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第14号議案中間市行政不服審査会条例について、その概要を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法が全部改正され、行政不服審査制度の抜本的な見直しが行われたことに伴うものであります。

市の行政処分に不服がある者は、その処分の見直しを求めて審査請求を行うことができ、市はその処分に関与しない職員のうちから審理員を任命して公平に審理を行うこととなります。

審理手続が終結し審理員意見書が提出されたときは、審査庁である市は原則としてさらに第三者機関に諮問した上で裁決をすることが義務づけられたため、この条例において附属機関として中間市行政不服審査会を設置することとし、その組織及び運営について必要な事項を定めているものであります。

なお、条例の施行日については、法の施行日に合わせ、平成28年4月1日となっております。

討論において委員から、「今までの制度は非常にわかりにくく、審査庁と処分庁が同一という問題点があったが、今回の改正で解決された上、不服請求期間が延長されるなど、市民にとってより便利になったことから賛成する」との意見がありました。

次に、第17号議案中間市行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、その概要を申し上げます。

この条例は、第14号議案と同様、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する7条例を一括して改正するものであります。

改正の内容として、まず情報公開条例及び個人情報保護条例の改正につきましては、法第9条第1項ただし書きの規定に基づき審理員の手続を適用せず、既存の附属機関である中間市情報公開・個人情報保護審査会に審理の権限を付与する改正が行われております。

また、手数料条例において審理員及び行政不服審査会に提出された書類等の写しの交付に係る手数料を定める改正が行われているほか、行政手続条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、市税条例、固定資産評価審査委員会条例についても、法改正に伴う字句の改正を行っております。

なお、条例の施行日については、法の施行日に合わせ、平成28年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第14号議案、第17号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第15号議案中間市障害者基本計画策定委員会条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、平成28年度に予定されております中間市第3次障害者基本計画の策定に伴うものでございます。

障害者基本法第11条第6項に、「障害者基本計画を策定するに当たり、条例で定めた合議制の機関又は障害者その他の意見を聴くこと」と規定されていることから、これまで規則で定めていたものを条例で定めることにより、策定委員会の権限を明確化し、計画策定の体制を整備し、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものでございます。

条例の主な内容としまして、策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもので、施行日につきましては、平成28年4月1日となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第16号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターを設置する市町村においては、その消費生活センターの組織及び運営について条例で定めることとされたことによるものでございます。

条例の主な内容としては、消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、本市に設置してある消費生活センターについて、その組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項を定めるものであります。

なお、施行日につきましては、法の施行日と合わせまして、平成28年4月1日となっております。

以上の審査の後、採決しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、第14号議案から第17号議案までの条例制定4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第14号議案中間市行政不服審査会条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第15号議案中間市障害者基本計画策定委員会条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第16号議案中間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第17号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決すること

決しました。

日程第18. 第18号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第18、第18号議案公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果を申し上げます。

現在、さくらの里農産物直売所の指定管理者は、一般社団法人新鮮市場さくら館となっております。

この指定管理の指定期間が平成28年3月31日をもちまして満了することから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成28年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定に関しましては、施設使用料が約定どおり遅滞なく納入されておることなどから総合的に判断した結果、引き続き一般社団法人新鮮市場さくら館を指定管理者の候補として選定しております。

なお、運営に際し、運営協議会を設置し、市職員も加わる予定でありますので、今後はより市の意見を反映させやすい体制を目指しているところであります。

討論において、委員から「従来の運営体制から大きく改善されていることについては評価しますが、ここまでの経緯などについてしっかりと報告してもらいたい」との意見や、「取り決めなど、全てに合意してから議案として上げるべきではないか」との意見がありました。

以上の審査の後、採決しましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。植本種實君。

○議員（2番 植本 種實君）

私は、中間クラブの植本種實です。第18号議案のさくらの里農産物直売所の指定管理

について意見を述べます。

さくらの里は、市民の大事な税金を投入し建設されました中間市民の大事な財産です。さらに、さくらの里の設立目的は、川西地区の農業の振興と市民の皆様の買い物の不便さを解消するものであります。このことは、松下市長も繰り返し述べられておられます。さらに、公設民営だが、公益性に重視するとも言われています。

このような中、さくら館が市民の皆様に親しまれ、さらに商売としてもますます発展していくには、市当局からの指導監督は大変重要だと思います。決して一部の人間による私物化や利益第一主義に陥ることがあってはなりません。こういう事態にならないよう、市当局はしっかり指導と監督を行うべきです。

そして、消費者のニーズをよく聞き、中間市民全員が手軽に利用できるさくら館にすべきだとの意見を添えて、賛成いたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第18号議案公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第19. 第19号議案

日程第20. 第20号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、第19号議案及び日程第20、第20号議案の市道路線2件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第19号議案及び第20号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第19号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は、折口10号線の1路線であります。

この路線につきましては、長津一丁目地内の開発行為に伴うものでございます。道路の概要といたしましては、幅員6.27メートル、実延長23メートルでございます。

次に、第20号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回変更される路線は、本町4号線、仮家2号線、道元6号線及び御座ノ瀬2号線の4路線であります。

まず、本町4号線及び仮家2号線につきましては、県道中間引野線の道路拡幅整備が行われた後も、両市道の一部が県道中間引野線に包含されていましてことから区域変更を行うものであります。

道路の概要といたしましては、本町4号線については、幅員4.3メートルを4.4メートルへ、実延長302.52メートルを296.91メートルに、仮家2号線においては幅員4.49メートルを4.68メートルに、実延長68.48メートルを55.51メートルに変更するものであります。

次に、道元6号線につきましては、本路線の延長線上に民地との接道が確保できない箇所がありますことから、路線を延長し、接道を確保するために変更するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員6.1メートルを6.77メートルへ、実延長204.94メートルを264.79メートルに変更するものでございます。

次に、御座ノ瀬2号線につきましては、地域住民の利便性の向上を図るために既設道路の延長を行い、御座ノ瀬1号線と接続するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員「6.07メートル」からの変更はなく、実延長を97.56メートルから115.56メートルに変更するものでございます。

以上の4路線につきましては、全て現地にて確認を行い、執行部より詳細な説明を受けております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決しましたところ、第19号議案、第20号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、第19号議案及び第20号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第19号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第21. 第21号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第21、第21号議案連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。
下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第21号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

国が進めている連携中枢都市圏構想は、圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化によって、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを目的とする自治体間の新たな広域連携の仕組みであります。

今回、この制度を活用して、北九州市を中心とする福岡県北東地域の17市町が連携中枢都市圏を形成するに当たり、本市と北九州市とが協議により連携協約を締結することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決が求められているものです。

この連携協約が締結されることにより、北九州市と中間市がそれぞれの多様な資源・企業・人材を動員しながら、対等な立場で役割を分担し、経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図るための事業に取り組んでいくこととな

っております。

討論において委員から、「北九州市の利益中心の協議が進められる恐れがあり、周辺自治体の衰退や住民サービスの低下も起こり得ることから反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第21号議案連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について、日本共産党議員団を代表して反対意見を申し述べます。

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成については、政令都市である北九州市と、その近隣自治体の16市町が個々に北九州市と連携協約を締結し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とするというふうに入っています。

運営方法としては、各自治体が対等な立場で協議を行うというのではなく、北九州市を中心として、各自治体と北九州市が個々に協議を行うわけであり、北九州市中心の思惑で進行することになると思われます。

また、こうした動きの背景には、首相の諮問機関で、三菱UFJの特別顧問を会長に配した地方制度調査会の存在とその諮問があります。ことし2月29日に開かれた第31次の会の答申でも、公共施設やサービスの拠点を中枢拠点都市に集約することを全面的に押し出しています。

また、民間委託の困難な窓口業務も自治体が共同出資をした地方独立行政法人に委託できるようにし、その結果、窓口業務の外部民間委託が可能であるとしています。もし、このような事態がまかり通れば、中枢拠点都市の周辺の自治体は今より衰退することは必至であり、住民の諸権利の侵害や住民サービスの低下も起こり得ます。

さきの平成の大合併では、まず大都市近隣の役所、役場機能の縮小と、それによる地域経済の衰退、それに加えて小中学校の統廃合等により、地域から若者の流出、またそのことに連動した高齢者の流出等が多くの自治体で起こっています。

その結果、合併した周辺の地域での衰退が始まり、ついには中心部も衰退するという状

況が多く地域で起こっています。このような状況の中で、合併に対する不信感が大きく生まれ、元来政府が画策をしていた道州制の導入や新たな市町村再編が足踏み状態となっています。

今回のこれらの動きは、方向を変えて出直してきた合併劇と言えるのではないのでしょうか。共通する課題を対等の立場で協力し合うというのなら、今の市町村同士の広域連携で十分です。このままいきますと、地方自治法で定める「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」という元来の任務が阻害され、中間市の利点も消されてしまいます。

よって、この連携協約の締結には反対をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第21号議案連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第22. 第22号議案

日程第23. 第23号議案

日程第24. 第24号議案

日程第25. 第25号議案

日程第26. 第26号議案

日程第27. 第27号議案

日程第28. 第28号議案

日程第29. 第29号議案

日程第30. 第30号議案

日程第31. 第31号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第22、第22号議案から日程第31、第31号議案までの平成28年度各会計予算10件を一括議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成28年度各会計予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第32. 会議録署名議員の指名

○議長(堀田 英雄君)

これより、日程第32、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において田口澄雄君及び佐々木晴一君を指名いたします。

○議長(堀田 英雄君)

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 田 口 澄 雄

議 員 佐 々 木 晴 一